

人口と世帯数 (平成 28 年 1 月 1 日現在)		
人口	男	29,445
	女	29,168
	計	58,613
世帯数	29,711	

まちの写真ニュース
企画展示「大正月・小正月の飾りもの」は郷土資料室で1月24日(日)まで開催中です。



今号の主な記事

2面 医療費控除（介護保険サービス）について 3面 嘱託職員募集 4面 福生市文化財消防演習を行います
5面 市民農園使用者募集 6面 高校・大学等入学資金融資をあっ旋します 7面 市民会館臨時休館のお知らせ

確定申告・住民税（市・都民税）の申告はお早めに！

【問合せ】〈所得税および復興特別所得税の確定申告〉 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185 〈住民税（市・都民税）の申告〉 市役所課税課市民税係 ☎ 551・1610

●○確定申告について○●

◎所得税および復興特別所得税（国税）の確定申告の日程・場所等

相談・受付日	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	場所	
2月	① 1日(月)～5日(金)	午前9時～11時、 午後1時～4時			○	市役所 第一棟 2階
	② 8日(月)～12日(金)	午前9時30分～11時、 午後1時～3時	◎	◎		
	③ 15日(月)～23日(火)	午前9時～10時30分、 午後1時～3時		◎		
	④ 24日(水)～29日(月)	午前9時～11時、 午後1時～4時			○	
3月	⑤ 1日(火)～15日(火)			○		

※土・日・祝日は除く。混雑状況により、午前・午後とも早めに相談の受付を締め切ることがあります。

【注意事項】

◆土・日・祝日は、確定申告の相談・受付は行っていません。

◆給与・年金所得で確定申告する方は①④⑤の相談・受付日を、給与・年金所得以外の所得で確定申告する方は②③の相談・受付日をお勧めします。

◆事業・不動産所得等の方は、②③の相談・受付日に収支内訳書等を記入・作成のうえ、お越してください。

◆初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②③の相談・受付日、または青梅税務署へ必要書類を整え申告してください。

◆医療費控除を申告される方は、必ず「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院・薬局等の領収書を集計し、その合計金額をご記入ください。様式は自由です。）を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。

◆次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。

・譲渡所得（土地・建物・株式等）や山林所得がある方（※提出のみに限り、市の会場でも可能）

・事業所得（営業等・農業）または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方

・繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方

・消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をされる方

◆失業保険は、課税対象外になります。

◆公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

ただしこの場合でも、医療費控除などによる所得税および復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出できます。詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。

※確定申告が不要な場合でも、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受けるときおよび公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは住民税の申告が必要です。

◆確定申告書の作成やe-Taxによる電子申告については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご確認ください。

◆給与所得の方で年末調整がされていない方は、勤務先の給与担当者にご確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。

◆所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は青梅税務署でも2月16日(火)～3月15日(火)まで行えます（土・日・祝日は除く）。ただし還付申告書は、2月15日(月)以前でも提出できます。

◎青梅税務署員等による近隣市町での出張相談

相談・受付日	受付時間	場所
2月 3日(水)・4日(木)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	瑞穂町民会館（ホール）
3日(水)～5日(金)		あきる野市中央公民館（3階集会室）
8日(月)～10日(水)		羽村市役所（東庁舎4階大会議室）

※詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。混雑状況により、午前・午後とも早めに相談の受付を締め切ることがあります。

◎休日開庁

立川税務署において、申告書の作成・提出会場を開設します。青梅税務署では休日開庁を行いませんので、ご注意ください。

相談・受付日	時間	場所
2月21日(日)	受付時間：午前8時30分～（提出は午後5時まで）	立川税務署（立川市緑町4-2立川地方合同庁舎）
2月28日(日)	相談時間：午前9時～午後5時	

※詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。

●○住民税の申告について○●

◎住民税（市・都民税）の申告の日程・場所等

【受付日時】2月1日(月)～3月15日(火)午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで）※土曜日の正午～午後1時および日・祝日を除く。

【受付場所】市役所1階4番課税課

〈住民税（市・都民税）の申告が必要ない方〉

◆所得税の確定申告をする方

◆前年中の所得が1か所からの給与のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている場合（ご不明な場合は勤務先の給与担当者にご確認ください。）

◆1月1日現在65歳以上で年金収入が155万円以下（65歳未満の方は105万円以下）の年金所得のみの方（ただし扶養や寡婦等の控除の追加等をする方、遺族年金、障害年金など非課税年金のみの方は申告の必要があります。）

〈住民税（市・都民税）の申告が必要な方〉

◆上記の〈住民税（市・都民税）の申告が必要ない方〉に該当しない方

◆給与と所得がある方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がされていない場合（勤務先の給与担当者に確認してください）

※前年中に2か所以上から給与を受けている方は確定申告をしてください。

◆非課税所得のみの方（遺族年金、障害年金、雇用（失業）保険受給者など）

◆収入がなかった方で、扶養されていない、または扶養されていても扶養者が1月1日現在福生市外にお住まいの方

●○確定申告、住民税の申告にお持ちいただくもの（①～④は提出）○●

①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類（印鑑持参）

②平成27年中の収入を証明するもの（給与・年金収入がある方は必ず源泉徴収票をお持ちください。）

③生命保険料控除証明書、個人年金保険料控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等※医療費控除の方は、「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記入。様式は自由）を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。

④国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書（はがき）

⑤障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書

⑥配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かるもの

←2面にも確定申告に関するお知らせを掲載しています。

☆確定申告に関する
青梅税務署からのお知らせ

◆平成 27 年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2 月 16 日(火)～3 月 15 日(火)までです。ただし、還付申告書は 2 月 15 日(月)以前でも提出できます。
なお、青梅税務署では、2 月 8 日(月)～3 月 31 日(木)の間(土・日・祝日を除く)、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の申告書作成会場を開設します。受付時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時です。※2 月・3 月は、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障害者用車両は除く)。
◆復興特別所得税の計算・記載漏れにご注意ください。個人の方は、平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税(基準所得税額の 2.1%)を所得税と併せて申告・納付することになります。
◆消費税および地方消費税の確定申告書の提出・納税は現在受付中で締め切りは 3 月 31 日(木)までです。
◆国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作

成した申告書等は印刷して書面により提出できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して提出することもできます。また、「所得税および復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得、IC カードリーダーライタの購入など事前準備が必要です。
◆平成 26 年分の確定申告において、e-Tax を利用して提出、または印刷して書面により提出した方は、平成 27 年分の確定申告書等が送付されません。
◆財産債務調書および国外財産調書の提出について、所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、平成 27 年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が 2 千万円を超え、かつ平成 27 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産または、その価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」を 3 月 15 日(火)までに提出をお願いします。
また、平成 27 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5 千万円を超える国外財産を有する方は、3 月 15 日(火)までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

◆社会保障・税番号制度の導入について、社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導入により、所得税等や個人事業者の消費税については平成 28 年分の申告書から、申請書・届出書については平成 28 年 1 月 1 日以降に提出するものから、マイナンバーを記載していただくこととなります。国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)内の「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」をご覧ください。
【問合せ】青梅税務署総務課 ☎ 0428・22・3185、東京税理士会青梅支部 ☎ 0428・23・2331

ご存じですか?
高齢者の「障害者控除」

身体障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、65 歳以上で寝たきりなど一定の要件に該当する方には、障害者控除対象者認定書を発行します。
所得税や住民税の申告の際に添付することで、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けられます。
【申込み】印鑑を持参して市役所 1 階 9 番介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751 へ。

医療費控除(介護保険サービス)について

▼介護保険サービス利用料は確定申告で医療費控除の対象となる場合があります。
〈表 1〉は居宅サービスを利用した場合、〈表 2〉は施設サービスを利用した場合です。
▼介護保険料は社会保険料控除の対象になります
特別徴収の方は、日本年金機構からの公的年金等の源泉徴収票を確認してください。普通徴収の方や、額が不明な場合は市役所 1 階 9 番介護福祉課介護保険係の窓口へ身分証明書等をご持参のうえ、お問い合わせください(電話でのお問合せには個人情報保護の観点からお答えできません)。
▼寝たきりの方のおむつ代の医療費控除について
傷病によりおおむね 6 か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。医療費控除を受けるためには、その方の治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書を、確定申告書に添付するか、提示することが必要です。
医療費控除を受けるのが 2 年目以降である場合、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市が確認した書類またはその主治医意見書の写しの添付または提示でも差し支えありません。
【問合せ】〈医療費控除について〉青梅税務署 ☎ 0428・22・3185 〈介護保険について〉介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

〈表 1〉医療費控除の対象(または対象外)となる介護保険制度下での居宅サービス等について

	居宅サービス等の種類
医療費控除の対象となる居宅サービス	○訪問看護○介護予防訪問看護○訪問リハビリテーション○介護予防訪問リハビリテーション○居宅療養管理指導(医師等による管理・指導)○介護予防居宅療養管理指導○通所リハビリテーション(医療機関でのデイサービス)○介護予防通所リハビリテーション○短期入所療養介護(ショートステイ)○介護予防短期入所療養介護○定期巡回・随時対応型訪問介護看護※一体型事業所で訪問看護を利用するのみに限ります。○複合型サービス※前記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限ります。
上記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるもの	○訪問介護(ホームヘルプサービス)※生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除く○夜間対応型訪問介護○介護予防訪問介護○訪問入浴介護○介護予防訪問入浴介護○通所介護(デイサービス)○認知症対応型通所介護○小規模多機能型居宅介護○介護予防通所介護○介護予防認知症対応型通所介護○介護予防小規模多機能型居宅介護○短期入所生活介護(ショートステイ)○介護予防短期入所生活介護○定期巡回・随時対応型訪問介護看護※一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。○複合型サービス※前記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限ります。
医療費控除の対象外となる介護保険の居宅サービス等	○訪問介護(生活援助中心型)○認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)○介護予防認知症対応型共同生活介護○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)○地域密着型特定施設入居者生活介護○介護予防特定施設入居者生活介護○福祉用具貸与○介護予防福祉用具貸与○複合型サービス(生活援助中心型の訪問介護の部分)

〈注〉①指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる医療費の金額が記載されます。②高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することになります。

〈表 2〉医療費控除の対象となる介護保険制度下での施設サービスについて

施設名	医療費控除の対象	医療費控除の対象外
指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の 2 分の 1 に相当する金額	日常生活費 特別なサービス費用
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設(療養型病床群等)	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額	

〈注〉①指定介護老人福祉施設等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されます。②高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることになります。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、2 分の 1 に相当する金額を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることになります。

【1 月の納税のお知らせ】1 月は市・都民税(第 4 期)、国民健康保険税(第 7 期)、介護保険料(第 7 期)、後期高齢者医療保険料(第 7 期)の納期です。納期限は 2 月 1 日(月)です。口座振替は 2 月 1 日(月)の予定です。※納期を過ぎると延滞金が課されます。【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

国保だより

▼高額医療・高額介護合算療養費制度について

健康保険・介護保険の両方を利用している世帯の年間の自己負担額の合計が高額になり、基準額（下表）を超えた場合は、その超えた分を支給申請することができます。対象となる場合は申請手続きが必要です。

高額医療・高額介護合算療養費制度の基準額
(年額：8月～翌7月)

所得区分	被用者保険または国保+介護保険(70歳～74歳)	被用者保険または国保+介護保険(70歳未満の方がいる世帯)	
		平成26年8月～平成27年7月	平成27年8月～
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	901万円超	176万円
一般	56万円	600万円超901万円以下	135万円
低所得者(住民税非課税者)	31万円	210万円超600万円以下	67万円
	19万円	210万円以下	63万円
		住民税世帯非課税	34万円

【申請方法】

①福生市国民健康保険及び介護保険に加入している方で支給対象期間中(右記★マーク)に健康保険等の変更がない方⇒市が介護保険の自己負担額を確認し、基準額を超えていた場合は勧奨通知をご自宅へ郵送しますので、それに基づいて市役所1階5番保険年金課へ申請してください。

②会社の健康保険に加入している方⇒平成27年7月末日現在、会社の健康保険(社会保険、国保組合等)に加入している方は、「介護保

険自己負担額証明書」を添えて、加入している健康保険へ申請してください。

③対象期間中に転入、就職、退職等で健康保険などが変わった方⇒介護保険および以前に加入していた健康保険から「自己負担額証明書」を発行してもらい、平成27年7月末日現在加入の健康保険に申請してください。

※②と③に該当する方で「国民健康保険自己負担額証明書」が必要な方は保険年金課へ、「介護保険自己負担額証明書」が必要な方は市

役所1階9番介護福祉課へ申請してください。

※東京都後期高齢者医療制度に加入している方については広報ふっさ2月15日号でご案内します。

★【支給対象期間】平成26年8月1日～平成27年7月31日

【支給申請等受付場所】平成27年7月末日現在に加入していた健康保険窓口

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640、介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

▼「医療費のお知らせ」を送りました

受診内容の確認や、医療費や健康に対する理解を深めていただくため、国民健康保険を使って受診された医療費と、療養費(接骨院の施術など)の額を郵送でお知らせします。○医療費の額が1件3千円未満のものや、医療機関からの請求が遅れているものは、通知の対象にはなりません。

○通知の「医療費の額」の欄には、保険診療として定められた費用のみ記載されます。また、かかった医療費の全額(10割分)が記載されていますので、実際に医療機関にお支払いをした額とは異なります。○自由診療や差額ベッド代、入院雑費など、保険適用されないものは含まれません。

○通知を受け取ったことにより手続きを行う必要はありません。○受診内容について相違があった場合はご連絡ください。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

嘱託職員募集

【問合せ】職員課 ☎ 551・1589

名称	募集人員	勤務時間	勤務場所	報酬	受験資格	試験の方法
一般事務嘱託員	20名程度	週5日(月～金曜日)午前9時～午後4時※部署により異なる場合あり	市役所ほか	時間額 1,000円	パソコン操作(エクセル・ワード)ができる方	面接(2月1日(月))
介護保険相談員	1名	週4日(月～金曜日)午前9時～午後4時	市役所	日額 12,000円	福祉・保健等の専門知識及び経験を有する方(資格を有すればなお可)	面接(2月3日(水))
子ども家庭支援センター嘱託員	若干名	週4日(月～土曜日)午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター	月額 173,600円	次のいずれかに該当する方①社会福祉士、保健師、保育士、臨床心理士、精神保健福祉士、教員免許(幼稚園教諭含む)のいずれかの資格(見込みを含む)を有する方②児童福祉に関する仕事の経験と知識を有する方	作文(1月28日(木)締切)、面接(2月5日(金))
母子・父子自立支援員	1名	週5日(月～土曜日)午前9時～午後4時	市役所	日額 10,200円	次のいずれかに該当する方①児童福祉司、社会福祉士、保健師、看護師、心理カウンセラーのいずれかの資格(見込みを含む)を有する方②母子福祉に関し知識と熱意のある方	作文(1月28日(木)締切)、面接(2月5日(金))
学校事務嘱託員	若干名	週4日(月～水・金曜日)午前8時15分～午後4時45分(原則)	市内小・中学校	時間額 1,310円	パソコン操作(エクセル・ワード)ができる方	面接(2月9日(火)・12日(金))
学校用務嘱託員	若干名	週5日(月～金曜日)午前8時～午後3時※勤務時間は学校により異なる場合あり	市内小・中学校	月額 162,400円	運転免許を有すればなお可	
ふっさっ子の広場嘱託員(指導員)	若干名	週5日(月～金曜日) [夏時間(4月～9月)]正午～午後6時30分 [冬時間(10月～3月)]正午～午後6時	市内小学校	月額 162,400円	次のいずれかに該当し、簡単なパソコン操作(エクセル・ワード)ができる方①教員免許、幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれかを有する方、または社会教育主事課程、司書課程、学芸員課程のいずれかを修了した方②地域において、子ども関係事業等に精通した方③児童の健全育成に関する知識、経験等を有する方	作文(1月28日(木)締切)、面接(2月10日(水))
心理相談員	若干名	週4日(月～土曜日)午前10時～午後5時	教育相談室(子ども応援館2階)	日額 15,000円	臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有する方及びいずれかの資格を平成28年3月31日までに取得する見込みの方※運転免許を有すればなお可	面接(2月3日(水))
学校給食センター栄養士嘱託員	若干名	週5日(月～金曜日)午前8時～午後3時	第一学校給食センター、第二学校給食センター	時間額 1,510円(予定)	次の要件に該当する方①栄養士資格を有する方②パソコン操作(エクセル・ワード)ができる方	面接(2月23日(火))
郷土資料室嘱託員	若干名	月16日(火～日曜日・出勤曜日不定)午前8時30分～午後5時15分	郷土資料室	月額 173,600円	次のいずれかに該当する方①学芸員、教員、社会教育主事のいずれかの資格(見込みを含む)を有する方②博物館等で5年以上の学芸業務経験がある方③上記と同等の知識及び技能を有すると認められる方	作文(1月28日(木)締切)、面接(2月3日(水))
図書館嘱託員	若干名	週5日(火～日・祝日出勤有り・出勤曜日不定)午前9時～午後4時・午前10時～午後5時・午後2時15分～8時15分 週3日(火～日・祝日出勤有り・出勤曜日不定)午前9時～午後5時	中央図書館、武蔵野台図書館 わかぎり図書館、わかたけ図書館	時間額 1,150円	次の要件に該当する方①司書、司書補、司書教諭のいずれかの資格(見込みを含む)を有する方②パソコン操作(エクセル・ワード)ができる方	面接(2月18日(木))

【雇用期間(共通)】平成28年4月1日～平成29年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)
【申込方法】1月18日(月)から22日(金)までに本人が履歴書(写真貼付)及び資格を有することを証明できるものの写し(該当職種のみ)を持参のうえ直接、市役所第一棟5階職員課へ。※勤務条件、受験資格等の詳細については、市ホームページを参照または職員課までお問い合わせください。

【青梅線沿線・合同就職面接会】【日時】1月22日(金)午後1時30分～4時(受付は午後1時～3時)【場所】羽村市産業福祉センター2階iホール【持ち物】筆記用具・複数枚の履歴書(複数の企業と面接できます)【問合せ】ハローワーク青梅就職面接会担当 ☎ 0428・24・9163

「たっけー☆☆出没情報!」★ふっさ防災展【日時】1月20日(水)～22日(金)午前10時～午後7時(22日のみ午後5時まで)※出没は随時【場所】プチギャラリー2階第一展示室【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

【1月26日は文化財防火デー】

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)

12月1日から28日までの間に匿名で4名の方から25万3,840円のご寄附をいただきました。

寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。

(平成27年度累計33件・328万7,463円)

【問合せ】契約管財課 係 551・1535

福生市災害活動応援隊(福生活動隊)が発隊しました!

大災害時における自助・共助の地域防災力の強化と、人的被害の軽減等を図るため、長年、福生市消防団に在籍し、知識・経験・技術の豊富な消防団OBによる団体が創設されました。

【名称】福生市災害活動応援隊(通称名:福活動隊)

【構成】5ブロック(消防団分団区域)で構成

【活動内容】主に大規模災害時に対応した活動

【発隊日】平成28年1月1日

【問合せ】安全安心まちづくり課 係 551・1638

【人員】全55人(発足時)

【活動内容】主に大規模災害時に対応した活動

【発隊日】平成28年1月1日

【問合せ】安全安心まちづくり課 係 551・1638

昭島×福生コラボ企画「昭島&福生 見どころ満載!限定ツアー」

個人ではなかなか見学できない施設や展示を巡る、特別企画のツアーです。

昭島市では、モリパークアウトドアヴィレッジとIHIそらの未来館を見学。

福生市では日本野鳥の会創始者の中西悟堂ゆかりの地・加美上水公園に立ち寄り、長徳寺で年一回涅槃の日に合わせて、特別公開される釈迦涅槃図を観賞。その後、田村酒造場の蔵見学・試飲を

行います。お昼は昭島産地場野菜で作った、「工房旬」の特製弁当をどうぞ。※歩行距離約6km

【日時】2月18日(木)午前9時30分~午後4時ごろ ※荒天中止

【集合】午前9時15分・JR青梅線昭島駅北口昭島観光案内所前

【定員】15人(抽選)

【参加費】1,500円(昼食代、保険代、交通費含む)

【申込み】1月19日(火)~2月11日(木)の間は直接または電話でくるみるふっさ ☎ 530・2341へ。

※月曜日定休

「ふっさ出前寄席」〜笑いで撃退、悪質商法!〜

落語で悪質商法(訪問販売)の手法を紹介する出前寄席を開催します。笑いな

ら楽しく、悪質商法に対する知識を身につけませんか。市消費生活相談員による、市内の被害事例や被害防止策等の紹介も行います。

【日時・場所】2月4日(木)午後2時~4時・福祉センター12階学習集会所

【定員】先着50人

【講師】桂竹千代氏(落語家)、小山美子氏(福生市消費生活相談員)

※介護福祉課共催

【申込み】1月18日(月)からシテイセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699へ。

あなたのビジネスを成功させる! 創業・起業応援「ITを活用する」セミナー!

創業希望者や既创业者でホームページを作成したい方、ホームページによる集客を成功させたい方を対象にセミナーを開催します。創業に必要な「情報発信力」の習得を目指します。

【日時】2月17日(水)午後6時30分~9時30分

【場所】市民会館・公民館第3集会室

【定員】先着30人

【参加費】3,000円

【講師】小野晴世氏(中小企業診断士・ウェブ解析士マスター)

【申込み】1月18日(月)~2月13日(土)までに城西コンサルタントグループ ☎ 045・633・8590へ。

資源物の持ち去りを禁止しています

不正行為を行う悪質な持ち去り業者を取り締まるため、平成26年7月1日から市の指定収集業者以外の者が資源物を無断で持ち去る行為を条例により禁止しています。

ご家庭や事業所から出された資源物の多くは市の貴重な収入となります。

前日から出しておくこと、翌朝までに持ち去られることがあるため、当日(午前8時まで)に出してください。

資源物持ち去りの現場を見かけた場合は、日時・場所・車のナンバー・持ち去った資源物の種類・人物などの情報をお寄せください。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

市内の地区別 空き巣・ひったくり発生状況(平成27年1月から11月末まで)

Table with 5 columns: 地区, 面積(km2), 空き巣狙い, 前月末比, ひったくり, 前月末比. Data rows include 本町, 志茂, 牛浜, 武蔵野台, 福生, 熊川, 北園, 南園, 加美, 東町, 合計.

資源物の持ち去りを禁止しています

不正行為を行う悪質な持ち去り業者を取り締まるため、平成26年7月1日から市の指定収集業者以外の者が資源物を無断で持ち去る行為を条例により禁止しています。

ご家庭や事業所から出された資源物の多くは市の貴重な収入となります。

前日から出しておくこと、翌朝までに持ち去られることがあるため、当日(午前8時まで)に出してください。

資源物持ち去りの現場を見かけた場合は、日時・場所・車のナンバー・持ち去った資源物の種類・人物などの情報をお寄せください。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

市民のひろば

【会員登録】歌詞を手話で表現し、曲に合ったステップを付けて

市民のひろば

【会員登録】歌詞を手話で表現し、曲に合ったステップを付けて

Table: 12月の横田基地飛行回数. Columns: 測定場所, 飛行回数, 前年同月比. Rows include 熊川1571番地先誘導灯付近, 福生市役所屋上, 飛行回数, 昼間, 夕刻, 夜間, 最高音圧レベル, 時間帯補正等価騒音レベル.

2月の無料相談

Table: 2月の無料相談. Columns: 相談内容, 実施日, 時間, 場所, 備考. Rows include 人権身の上相談・行政相談, 登記相談, 相続遺言等暮らしのしるし相談, 法律相談, 交通事故相談, 少年相談, 介護保険相談, 子ども相談, 教育相談, 消費者相談, 事業資金相談.

あなたの通知カード届いていますか

住民票を有するすべての方に、個人番号(マイナンバー)をお知らせする通知カードと、個人番号カード交付申請書を、郵便局の簡易書留で各世帯(世帯主宛)に送っています。

お手元に届いていない方は、市役所1階総合窓口課までお越しください(電話では、返戻されているかどうかのご案内はできません)。

ただし、10月5日以降に住所の異動があった方、出生されたお子さんは、順次発送されています。

- 【持ち物】①本人確認書類・住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等、官公署が発行した顔写真付き身分証明書の場合は1点。・健康保険証、年金証書(手帳)、通帳等、顔写真のないものは2点。②印鑑(受領書に押印)【同世帯の方以外が来庁する場合の持ち物】①世帯主からの委任状②世帯主の本人確認書類(上記参照)③代理人の本人確認書類(上記参照)④代理人の印鑑(受領書に押印)【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595 ◆マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120・95・0178 ※通話料無料

【特殊詐欺対策】詐欺被害がなくなりません。電話でお金の話になったら①疑う②かけ直す③警察に通報するなどの対策をしましょう。「かばんをなくした」、「会社のお金を横領した」、「金融機関等でお金のおろし方」の内容は詐欺の常套手段です。「おかしい」と思ったらすぐ110番を! 【問合せ】福生警察署生活安全課防犯係 ☎ 551・0110

【問合せ】福生消防署予防課 ☎ 552・0119

【福生市消防団員募集中！】詳しくは、安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638 へ。

●市民農園使用者募集●

南田園第二・福生加美・熊川東市民農園の春からの使用者を募集します。余暇を利用して野菜作りの楽しさを味わってみませんか。

【貸出期間】平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月末日

【貸出面積】一区画約 10㎡

【協定会費】2,000 円（水道料等）

【応募条件】市内在住の方※申込みは 1 世帯 1 農園一区画のみ、ほかの市民農園をご利用の方は申込みできません。

▼申込方法

往復はがきの往信面の裏に①希望する農園名②住所③氏名（ふりがな）④電話番号⑤生年月日⑥「規約の遵守及び住民基本台帳を閲覧することに同意する」、返信面の表に宛先を明記し裏面は白紙のまま、1 月 29 日（金）（当日消印有効）までに〒197-8501 福生市本町 5 福生市役所シティセー

ルス推進課産業活性化グループへ。※農園は各農園の使用者で組織する協力会（全員加入）で管理、運営を行いますので「市民農園使用者協力会運営規約」をよくお読みになりお申し込みください。運営規約は市ホームページまたは市役所第二棟 2 階シティセールス推進課窓口でご確認ください。

※申込みが定員を超えた場合のみ公開事前抽選を実施します（観覧自由）。

【事前抽選日時・場所】2 月 8 日（月）午前 9 時 30 分～・市役所第二棟 4 階・第 1 委員会室

▼区画抽選会（下表参照）

利用区画は抽選会で決定します。返信はがきでご案内します。なお、協定会費のお支払い等は後日となります。返信はがきで合わせてお知らせします。

【問合せ】市民農園使用者協力会事務局（シティセールス推進課）☎ 551・1699

農園名	貸出区画数	区画抽選会日時・場所	
		日時	場所
南田園第二	17 区画	2 月 20 日（土） 午前 9 時 30 分	第七小学校
福生加美	80 区画	午前 10 時 30 分	体育館
熊川東	186 区画	午後 1 時 30 分	※上履き要

【区画抽選会】
 【参加費】1 人 500 円※介助者についてはご相談ください。
 【申込み】1 月 21 日（木）から電話または所定様式をファックスで社会福祉協議会ふっさボランティア・市民活動センター ☎ 552・2122、☎ 553・7532 へ。

【日時】2 月 13 日（土）午後 1 時 30 分～3 時 30 分
 【場所】福祉センター
 【対象定員】テーマに関心のある方（市内在住・在勤の方を優先）・先着 50 人
 【講師】佐藤聡氏（特定非営利活動法人 D P I 日本会議事務局長）

表彰作品は市ホームページでご覧になれます。
 【問合せ】環境課環境係

みどりのカーテンコンテスト表彰式が行われました
 12 月 9 日にみどりのカーテンコンテスト表彰式が行われました。
 コンテストには総数 12 人の方から応募があり、厳正な審査の結果、みどりのカーテン部門最優秀賞は三井猛夫さん、育成エピソード部門最優秀賞は坂本伸夫さんが受賞しました。



▼飲食店経営の皆さんへ
 グリリス阻集器は厨房の排水から油脂分を取り除く装置です。阻集器を設置して定期的な清掃を行うことによって、排水管や下水道管を詰らしたり、悪臭を放つ原因になる油脂分を除去することができ、阻集器の設置と定期的な清掃をお願いします。

道路にある側溝は、道路に降った雨水を雨水管に集める役目があり、雨水管に集った雨水は直接多摩川に流入します。側溝に家庭・事業場からの生活雑排水、油などを流すと多摩川の水環境、生態系に悪影響を及ぼす恐れがあります。家庭・事業場からの排水は、公共汚水ますを通じて汚水管に排出、ごみは分別、吸殻は灰皿へお願いします。

▼側溝に排水しないでください
 道路にある側溝は、道路に降った雨水を雨水管に集める役目があり、雨水管に集った雨水は直接多摩川に流入します。側溝に家庭・事業場からの生活雑排水、油などを流すと多摩川の水環境、生態系に悪影響を及ぼす恐れがあります。家庭・事業場からの排水は、公共汚水ますを通じて汚水管に排出、ごみは分別、吸殻は灰皿へお願いします。

▼下水道使用料の減免について
 市では障害者世帯の下水道使用料の基本料金相当額を減免します。
 【内容】一世帯当たり月 345 円を減免します。
 【対象】住民税（市民税・都民税）が非課税の世帯で、次に該当する方を構成員とする世帯。

（1 度または 2 度）③精神障害者保健福祉手帳（1 級）
 【必要書類等】①印鑑②障害者手帳③直近の水道・下水道料金領収書、または「ご使用料等、口座振込済のお知らせ」
 ※すでに減免を受けている方へ（お問い合わせ）：住所や世帯の構成が変わった場合は必ず施設課下水道グループへご連絡ください。

（1 度または 2 度）③精神障害者保健福祉手帳（1 級）
 【必要書類等】①印鑑②障害者手帳③直近の水道・下水道料金領収書、または「ご使用料等、口座振込済のお知らせ」
 ※すでに減免を受けている方へ（お問い合わせ）：住所や世帯の構成が変わった場合は必ず施設課下水道グループへご連絡ください。

平成 28 年 4 月 1 日から「障害者差別解消法」が施行されます。障害を持つ方への配慮方法を定めている法律について、知っていただきたいと思えます。障害を持つ方も、より良く暮らせる地域になるよう考えてみませんか。※手話通訳有り。
 【日時】2 月 13 日（土）午後 1 時 30 分～3 時 30 分
 【場所】福祉センター
 【対象定員】テーマに関心のある方（市内在住・在勤の方を優先）・先着 50 人
 【講師】佐藤聡氏（特定非営利活動法人 D P I 日本会議事務局長）

だれもが暮らしやすい地域へ！
 平成 28 年 4 月 1 日から「障害者差別解消法」が施行されます。障害を持つ方への配慮方法を定めている法律について、知っていただきたいと思えます。障害を持つ方も、より良く暮らせる地域になるよう考えてみませんか。※手話通訳有り。
 【日時】2 月 13 日（土）午後 1 時 30 分～3 時 30 分
 【場所】福祉センター
 【対象定員】テーマに関心のある方（市内在住・在勤の方を優先）・先着 50 人
 【講師】佐藤聡氏（特定非営利活動法人 D P I 日本会議事務局長）

だれもが暮らしやすい地域へ！
 平成 28 年 4 月 1 日から「障害者差別解消法」が施行されます。障害を持つ方への配慮方法を定めている法律について、知っていただきたいと思えます。障害を持つ方も、より良く暮らせる地域になるよう考えてみませんか。※手話通訳有り。
 【日時】2 月 13 日（土）午後 1 時 30 分～3 時 30 分
 【場所】福祉センター
 【対象定員】テーマに関心のある方（市内在住・在勤の方を優先）・先着 50 人
 【講師】佐藤聡氏（特定非営利活動法人 D P I 日本会議事務局長）

市民活動推進事業

「幸せな最後を迎えるために、今からなにをすべきかという『若い支度』を考える」～私たちが地域でできること～

個人だけではなく地域を巻き込んだリーダーシップを育てることを目的とした講座です。

①「長い人生、あなたはどうか生きてますか？」
 【日時】2 月 13 日（土）午後 2 時～4 時
 【内容】住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、「できる人」が「できること」をやる。そのために必要なことを学びます。
 【講師】半澤友彦氏（NPO 法人ヒューマンケア副理事長）

②私たちが地域でできること「運動教室」
 【日時】2 月 27 日（土）午後 2 時～4 時
 【内容】「通いの場」を通して、役割や出番づくりの創出について考えます。
 【講師】坂本昌己氏（NPO 法人ヒューマンケア事務局長）

③私たちが地域でできること「認知症の理解と予防」
 【日時】3 月 12 日（土）午後 2 時～4 時
 【内容】認知症になっても、みんなの手で安心して暮らせる地域づくりのために必要なことを学びます。
 【講師】中條智之氏（青梅成木台病院看護師）

＜①②③共通＞
 【場所】輝き市民サポートセンター
 【対象】市民活動をしている方またはこれから活動を始めた方
 ※3 回すべて参加できなくても可
 【定員】各先着 20 人
 【企画】NPO 法人ヒューマンケア
 【申込み】1 月 19 日（火）から市内各公共施設に設置してあるチラシの裏面の申込用紙を持参または電話・ファックス（☎・FAX 551・0166）で輝き市民サポートセンターへ。

交通災害共済（ちょこっと共済）に加入しましょう！

平成 28 年度の交通災害共済の受付を 2 月 1 日（月）から開始します。加入申込書パンフレットは、1 月中旬ごろに各家庭へ配布します。詳細は広報ふっさ 2 月 1 日号をご覧ください。

【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1596

▼出張受付日程

実施日	受付時間	受付場所
2 月 7 日（日）	午前 10 時～正午	福東会館
	午後 1 時 30 分～4 時	福祉センター
2 月 14 日（日）	午前 10 時～正午	わかざり会館
	午後 1 時 30 分～4 時	かえで会館
2 月 21 日（日）	午前 10 時～正午	熊川中央会館
	午後 1 時 30 分～4 時	富士見台町会集会所
2 月 28 日（日）	午前 10 時～正午	わかたけ会館
	午後 1 時 30 分～4 時	熊川地域体育館
3 月 3 日（木）	午前 10 時～正午	福生地域体育館
3 月 4 日（金）	午前 10 時～正午	さくら会館
2 月 6 日（土）、3 月 12 日（土）	午前 10 時～午後 4 時	伊勢丹立川店（立川駅北口）
2 月 7 日（日）	午前 10 時～午後 4 時	モリタウン（昭島駅北口）
2 月 28 日（日）	午前 10 時～午後 4 時	イオンモール日の出

ごみ・資源収集情報

ごみが 90t 増えちゃったよ！ (x x) 資源の割合が 1% 減っちゃったよ！ (x x)

27 年 11 月 1,030t	27 年 11 月 315t (23%)
26 年 11 月 940t	26 年 11 月 296t (24%)

※資源の割合 = 資源収集量 ÷ ごみと資源収集量

資源回収団体による資源回収量

27 年 11 月	83t
26 年 11 月	109t

2 月の資源回収予定

実施団体	実施日
福栄福寿会	6 日（土）
本町第七町会	7 日（日）
本八第一大町会	7 日（日）
武蔵野台一丁目子供会	7 日（日）
武蔵野町会	7 日（日）
牛浜第二町会	14 日（日）
志茂第二町会	14 日（日）
鍋ヶ谷戸第二町会	14 日（日）
福東幸せ会（都宮熊川第 2 アパート内）	14 日（日）
富士見台町会	14 日（日）
本町町会	14 日（日）
内出子供会	21 日（日）
福生団地自治会	21 日（日）
原ヶ谷戸町会	21 日（日）
南田園二丁目町会	21 日（日）
加美平老人クラブ	27 日（土）
青少年育成加美地区委員会	28 日（日）
永田子供会	28 日（日）
南田園三丁目町会	28 日（日）
レッドベアーズ	28 日（日）

収集地域は実施団体地域内。天候などにより変更する場合があります。
 【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

【環境マネジメントシステム「F-e（エフイー）」環境取組監査を実施します！】市民監査委員、環境専門家、市の課長職が監査チームを組み、市の各施設に赴き、環境への取り組みを確認します。公共施設を利用される皆様のご理解をよろしくお願いいたします。【監査実施期間】1 月 27 日（火）～29 日（金）【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

「地域で暮らすはじめの一步」町会自治会に加入しましょう

図書館からのお知らせ

平成 27 年度東京都多摩地域公立図書館大会「三多摩の図書館 これまで これから ~未来へ知識をつなぐために~」

- ① 【日時・内容】 2月2日(火)午前10時~正午... ② 【日時・内容】 2月2日(火)午後2時~4時50分... ③ 【日時・内容】 2月3日(水)午前10時~正午... ④ 【日時・内容】 2月3日(水)午後2時~4時50分... ⑤ 【日時・内容】 2月4日(木)午前10時~正午... ⑥ 【日時・内容】 2月4日(木)午後2時~4時50分...

域図書館の可能性~未来を担う若い職員のみなさんへ~ 【講師】 齊藤誠一氏 (千葉経済大学短期大学部教授) 【場所】 多摩市立関戸公民館... 【対象】 図書館職員及び一般の方... 【主催】 東京都市町村立図書館長協議会

図書館おはなし会

- ▼中央図書館おはなし会 【日時】 2月3日(水)・10日(水)・17日(水)・24日(水)各日とも午後3時~ 【場所】 中央図書館 【対象】 幼児~小学生 ※直接どうぞ
▼中央図書館乳幼児向けおはなし会「おはなしであそぼ!」 【日時】 2月2日(火)午前11時~ 【場所】 中央図書館 【対象】 乳幼児 (1、2か月の赤ちゃんもどうぞご参加ください) ※直接どうぞ
▼中央図書館おはなし会「おはなしポケット」 【日時】 2月6日(土)午後3時~ 【場所】 中央図書館 【対象】 幼児~小学生 ※直接どうぞ

- 【出演】 ポケット☆ポケット ▼わかざり図書館おはなし会 【日時】 2月4日(木)午後3時30分~ 【場所】 わかざり図書館2階 【対象】 幼児~小学生 ※直接どうぞ
▼わかざり図書館乳幼児向けおはなし会 【日時】 2月24日(水)午前11時~11時30分 【場所】 わかざり図書館2階 【対象】 乳幼児と保護者 ※直接どうぞ
▼わかたけ図書館おはなし会 【日時】 2月10日(水)・24日(水)午後3時~ 【場所】 わかたけ図書館2階 【対象】 幼児~小学生 ※直接どうぞ
▼わかたけ図書館乳幼児向けおはなし会 【日時】 2月18日(木)午前11時~ 【場所】 わかたけ図書館2階 【対象】 乳幼児と保護者 ※直接どうぞ
▼武蔵野台図書館乳幼児向けおはなし会 【日時】 2月17日(水)午前11時~ 【場所】 武蔵野台児童館1階 【対象】 乳幼児と保護者 ※直接どうぞ。武蔵野台児童館との共催です。 【問合せ】 各図書館へ。 中央図書館 ☎ 553・3111 わかざり図書館 ☎ 552・7421 わかたけ図書館 ☎ 551・0083 武蔵野台図書館 ☎ 553・8881

郷土資料室からのお知らせ

▼わくわく土曜日(小学生対象) からくり絵を作ろう



1 120 ※月曜日休館(月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館) 伝統文化講座 押し絵 「たまごびなを作ろう」



日本の伝統文化、押し絵を楽しまませんか。色紙で卵の形をしたおひなさま「たまごびな」を作ります。 ※押し絵とは、人物・花鳥などの絵を部分ごとに切り離し、綿で立体感を出し、

美しい布地で包んで厚紙や板にはったもので、羽子板などに使われる技法です。 【日時】 2月4日・18日・25日の各木曜日午後1時30分~4時30分(全3回)

9時から公民館松林分館 ☎ 552・3624へ。 白梅歴史懇話会「熊川のまつり囃子」その2

熊川の鍋ヶ谷地域でのまつり囃子の移ろいを、當時を知る方のお話から探っていきます。昨年10月に行った内容をさらに深めていきます。皆さんの経験を話し合いながら懇談的に語り合ってください。

【場所】 公民館白梅分館 【定員】 先着30人 【申込み】 1月19日(火)から公民館白梅分館 ☎ 553・3454へ。 市民会館臨時休館のお知らせ

【問合せ】 市民会館 ☎ 552・1711 初心者歓迎「ジョギング教室」参加者募集中!

現役マラソンランナーのスポーツ推進委員が、参加者の皆さんをしっかりフォロー! ストレス解消やダイエット、健康的な体づくりを目的に、ジョギングを乐しましましょう!!

【日時】 1月16日・23日、以降第一・三土曜日(月2回)の午前10時~(小雨決行) 【場所】 熊川地域体育館 【対象】 一般の方 【費用】 300円 【持ち物】 運動できる服装、室内用運動靴、水分補給できる物(ふた付)、タオル等に熊川地域体育館 ☎ 552・1980へ。

Table with 7 columns: 教室名, 対象, 曜日, 時間, 期間, 回数, 定員, 参加費. Includes 'すくすく親子体操' and 'のびのび小学生体操'.

Table with 7 columns: 教室名, 対象, 曜日, 時間, 期間, 参加費. Includes '水曜モーニングエアロ' and 'リラククスストレッチ'.

【リハビリ相談会】 身体に障害をお持ちの方やその家族、介護職員として働いている方等を対象に、リハビリ全般について理学療法士が相談をお受けします。 【日時】 2月6日(土)午後1時30分~3時30分 【場所】 福祉センター2階理学療法室 ※申込不要 【問合せ】 社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027

発行・福生市／編集・企画財政部秘書広報課／〒197-8501 福生市本町5-551-1511（市役所代表）／毎月1日・15日発行



保健ガイド

【問合せ・申込み】保健センター ☎ 552-0061

事業名	日時	場所	対象・定員
①健康相談 専門職による相談、健康機器による測定/足指力(4日)・血管年齢(10日)・脳年齢(18日)	2月4日(木)・18日(木) 午前9時30分～11時	市役所1階ロビー	
	2月10日(水) 午前10時～正午	プチギャラリー	
②ヘルスチェック 血管年齢、脳年齢、骨密度、咬む力、体組成、足指力の測定、食事・運動等についての助言	2月9日(火)	保健センター	20歳以上の方・先着35人※前回受けた方は6か月以上経ってからお申し込みください。
	①午後1時30分(受付) ②午後2時30分(受付)		
③育児相談 身体計測、育児相談、母乳・栄養相談	2月5日(金) 午後1時30分～2時30分	子ども応援館	4か月児からの乳幼児
	2月17日(水) 午前9時30分～10時30分	保健センター	
④離乳食教室 離乳食の作り方、進め方(試食あり)	2月10日(水) 午前10時～11時30分		離乳食開始時期の乳児とお母さんなど・先着14組
⑤パパママクラス(2月・3月コース) お産の話、栄養の話、お風呂の入れ方、マタニティエクササイズ等	2月20日(土)・25日(木)、3月5日(土)・17日(木)、24日(水) 午後1時30分～3時30分	保健センター	これからパパ・ママになる方、祖父母等・先着20組
	2月3日(水)・17日(水) 午後1時～2時(受付) ※母子健康手帳・歯ブラシ・コップ・タオル持参		
⑥すくすく歯科健診(乳幼児歯科健康診査)	2月3日(水)・17日(水) 午後1時～2時(受付) ※母子健康手帳・歯ブラシ・コップ・タオル持参		3歳11か月になる月までのお子さん(フッ素塗布は3歳3か月になる月まで)

【申込み】①・③は不要。②・④・⑤は1月18日(月)から、⑥は初診・日程変更の方のみ前日までに保健センターへ。

○妊娠届出書の提出及び「母子健康手帳」の交付は保健センターです。

○赤ちゃんが生まれたら、出生届と一緒に出生通知票を総合窓口課へ出しましょう。

2月の休日診療

※保険証をご持参ください。

診療時間	内科・小児科(昼間)	内科・小児科(準夜)	歯科休日診療
午前9時～11時45分 午後1時～4時45分		午後5時～9時45分	午前9時～正午 午後1時～5時
7日(日)	福生市休日診療所 福生 2125-3 ☎ 552-0099	羽村市平日夜間急患センター 羽村市緑ヶ丘 5-1-2 ☎ 555-9999	大浦歯科医院 福生 867 ☎ 553-0667
11日(木)	福生市休日診療所	丸野医院 瑞穂町長岡 1-14-9 ☎ 556-5280	浜崎歯科医院 福生 1078-11 第2栄和ビル ☎ 530-2729
14日(日)	福生市休日診療所	福生市休日診療所	島田歯科クリニック 東町 10-4 ☎ 552-3084
21日(日)	福生市休日診療所	福生市休日診療所	河野歯科医院 南田園 3-2-38 ☎ 553-2829
28日(日)	福生市休日診療所	福生市休日診療所	エビナ歯科 福生 1059 ☎ 551-8241

2月の乳幼児健康診査

※母子健康手帳をお忘れなく。

健診名	健診日	対象児	受付場所・時間
3か月児	16日(火)	平成27年10月生まれ	保健センター 午後1時～1時45分
6か月児	満月齢後の6・7か月期	平成27年8月生まれ ※受診日時点で生後6か月0日以降の乳児	個別健診。通知はしません。 3か月児健診の際に交付した受診票を持参し、都内の指定医療機関で受診してください。
9か月児	満月齢後の9・10か月期	平成27年5月生まれ ※受診日時点で生後9か月0日以降の乳児	
1歳6か月児	23日(火)	平成26年7月生まれ	保健センター 午後1時～1時45分
3歳児	2日(火)	平成25年1月生まれ	

2月の予防接種(BCG)

期日	備考
19日(金)	標準的接種期間対象者:5か月～8か月未満(接種は1歳未満まで可能です。)
【受付時間】	午後0時50分または午後1時15分(ご案内の通知で指定します。)
【場所】	保健センター※接種の際は保護者同伴で、必要事項を記入した予診票と母子健康手帳を持参してください。

医師会だより 進歩するC型肝炎の治療

C型肝炎は、C型肝炎ウイルス(HCV)によって起こる肝臓病です。症状が現れにくいため感染に気づかず、健康診断などで発見されることも多いです。慢性肝炎になり、20年経つと肝硬変に進行し、一部は肝がんを発症します。C型肝炎の治療の目標は、肝硬変への進展を防ぎ、肝がんの発生を抑えることです。遺伝子型(ゲノタイプ)によって1型と2型があり、日本人の70%は1型で治療が難しいといわれてきました。

1992年にインターフェロン単独治療(週3回注射)が開始されましたが、ウイルスを完全に排除できたのは10%でした。

2004年には、ペグインターフェロン(週1回注射)とリバビリン(内服の抗ウイルス薬)との併用でウイルス排除は50%に向上しました。

2011年からは、これに直接作用型抗ウイルス薬(内服で直接ウイルス遺伝子に働き増殖を抑える薬)のプロテアーゼ阻害薬を加えた3剤併用療法によって、ウイルス排除率は80%になりました。

2014年からは、内服の抗ウイルス薬が次々と登場し、内服薬だけでウイルス排除させるインターフェロンフリー治療(インターフェロンをしないという意味)が始まりました。2種類の抗ウイルス薬を1日1～2回服用します。ゲノタイプ1型でウイルス量の多い人やインターフェロンの副作用で治療が継続できない人にも有効で、副作用も少なく、ウイルス排除率も80～95%と優れています。適応にあたっては、耐性遺伝子検査(ウイルスが薬に耐性を持つかどうか)が必要となります。また、病態や遺伝子検査結果によってはインターフェロン療法が望ましい場合があり、すべての方にできる治療ではありません。また、治療は肝臓専門病院、専門医の診断で行うことが求められています。

ウイルスが排除されると、炎症で線維化した肝臓が再生し回復することもあります。病状が改善しなかったり進行する方もいますので、主治医の指示に従った定期的な肝臓のチェックは必要です。

【文責】平沢医師

【日時】2月25日(木)午前10時～11時ごろ

【日時】2月25日(木)午前10時～11時ごろ

【日時】2月25日(木)午前10時～11時ごろ

「歩き方を変える」だけで10歳若返る? と世界が目にするインターバル速歩。さっさか歩きとゆっくり歩きを3分ごとに交互に繰り返す、簡単なウォーキング法です。その効果や歩き方を学び、実際に歩いてみませんか? 日ごろ運動していない方も大歓迎!

【日時】2月25日(木)午前10時～11時ごろ

【日時】2月25日(木)午前10時～11時ごろ

【日時】2月25日(木)午前10時～11時ごろ

献血にご協力を!
赤十字血液センターによる献血を実施します。
【日時】2月2日(火)午前10時～午後1時、午後2時～3時30分
【場所】市役所栄通り側広場
【問合せ】保健センター ☎ 552-0061

【集合場所】中央体育館2階主競技場
【定員】先着30人
【持ち物】室内用運動靴、飲み物、タオル
【申込み】1月18日(月)から電話で保健センター ☎ 552-0061へ。

【日時】2月25日(木)午前10時～11時ごろ

【日時】2月25日(木)午前10時～11時ごろ

※各事業の申込みは特に記載のあるものを除き、電話で申し込めます。また費用の記載のないものは無料です。

市役所は祝日の土曜日を除き、一部の部署で毎週土曜日開庁しています。(午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時は除く)毎週水曜日は一部の部署で午後8時まで開庁時間を延長しています。

社会福祉協議会より

身近な法律相談

高齢者・障害者の皆さんの遺産相続・財産管理・遺言書作成・人権擁護・成年後見などについて、弁護士が相談に応じます。

【日時】2月17日(水)午後2時～4時

【場所】福祉センター相談室

【対象】高齢者・障害者やその家族など

【定員】先着3人(予約制)

※初めての相談の方に限り

【申込み】1月22日(金)から社会福祉協議会・成年後見センター 福生 ☎ 552-5027へ。